

10月18日から 10月24日迄

万葉

發行所 佐呂間町役場
 發行人 佐呂間町長 船木長一郎
 編集人 総務課・庶務係
 印刷所 佐呂間印刷所

昭和三十四年度例第三回町議会は九月二十九日午前十一時より佐呂間公民館建築中のため町長公宅に於て開催提案議件二十件について慎重に審議の結果全議件を原案可決した。なお議決された主なものは次の通りである。

一、一般会計追加更正予算既定予算一三〇、二五三千円に二八六七千円の追加をして総額一三三、一二〇千円となりました。

議出の主な増減は次の通りです。

一、職員給与改訂に伴う給料、諸手当、恩給恩給手9 伝染病予防費一六三千元追加
10 農家台帳作成諸経費一〇四千元追加
11 小家畜飼料調整利用施設購入補助その他九〇千円追加
12 牧野改良費一六九千円追加
13 大成西、啓生西台改改善補助金一〇〇千円追加
14 その他諸経費増減して四二七千円追加
なお追加更正後の款別予算額は別表の通りです。

二、町有林会計追加更正予算

既定予算五四一、二九千円
三、三三、四一十千円の追加として
四、国民健康保険金計追加更正予算
簡易水道会計と同様
五、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
六、特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定
七、教育長の給料額及び旅費額並にその支給条例の一部を改正する条例制定
八、国民健康保険病院の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
九、栃木橋修繕工事の町費支弁事業としての議決
十、林道新設工事の事業金

中小商業の経営合理化を促進し、その振興を図るため道において、左記の貸付要領によつて中小商業者の店舗施設等の改善資金の融資を図ることとなりましたの

でお知らせいたします
中小商業者店舗施設改善資金貸付要領
一、目的
中小商業者の店舗の改築並びに店内施設の改善等

昭和三十四年度町税は町内
一・二五納税貯蓄組合を主体
とした協力によりまして左
表の通りであります。

今後の町税につきましても
特段の御協力をお願い致し
ます。

歳 款	入 予算額	歳 款	出 予算額
1 町	税 39,115	1 議	費 2,307
2 地	税 42,160	2 役	場 24,208
3 方	交 2,467	3 會	場 4,938
4 公	業 4,353	4 防	費 12,610
5 營	收 11,100	5 木	費 31,855
6 用	料 3,263	6 育	費 10,531
7 金	金 698	7 及	設 1,657
8 料	金 10	8 勞	費 20,663
9 庫	金 16,739	9 働	費 3,709
10 支	金 7,615	10 施	費 148
11 付	金 5,600	11 生	費 538
		12 濟	費 13,715
		13 費	費 5,741
		14 支	費 500
合 計	133,120	合 計	133,120

34年9月30日現在				
税目	期別	調定額	收納額	納入率
町民税	第一期	1,421,880	1,272,132	89.47
	第二期	524,480	474,542	90.48
固定資産税	第一期	3,975,780	3,461,030	87.05
"	第二期	3,945,660	3,435,640	87.07
国民健康保険税	第一期	2,061,110	1,758,510	85.32
"	第二期	2,213,530	1,880,290	84.95
"	第三期	2,201,950	1,807,570	82.09

資金貸付の取扱について

十月の巡回職業相談

北見公共職業安定所では毎月才二、才四木曜日には役場へ出張して巡回職業相談を実施して居りますので、就職、求職、失業保険、その他について活用して下さい。

尚十月の出張日は次のとおり

赤ちやんと妊産婦の
一齊検診を受けよう

込者に交付するものとす
る。

4、 借入申込書及び添附
書類

1、 借入申込書及び添附
書類

2、 借店舗の改築・補修等
の場合は、貸主の承諾書
を添付するものとす。

乳幼児及妊産婦の一斉検診は、あなたのお子さんが妊娠中及び乳幼児の時期に心身共に健やかに育たされる事を目的とし各種疾病の早期発見、治療、予防（食生活指導、生活指導、育児指導）を目的とし、

四、検診項目
 1. 妊産婦に普通診察、血圧測定、血液検査、尿検査
 2. 乳幼児に普通診察、身体測定

五、検診の重点

1. 妊娠婦に妊娠中毒症の早期発見、流死死産の予防、未熟児発生防止
2. 乳幼児に先天性股関節脱臼、くる病、その他

図り各種疾病の早期発見を期し適切な治療法を指導し正しい育児知識を普及する
二、実施方法 検診全般にわたる遠軽保健所に依頼して行う
三、実施対象者 疾病等の早期発見
正しい育児知識の普及
特に離乳の指導
未熟児に対する養護指導の徹底
その他検診を行う際に保健栄養指導を行う。

六、日程表	月日	寒施部落名	時	間	場所
一妊産婦ニ妊娠中又は出一	十月十九日	浜佐呂間 幌岩 浪速	午前十時より		浜佐呂間
	十月十日	仁倉	午後三時まで		小學校
	十月二十日	筋木 中園 川西 武士	午前十時より		
		朝日 富丘	午後三時まで		若佐支所
			午前九時より		

十月二 十二日	市街 知栄 仁倉	午後三時まで	学校
十一月	北 東 西富 富武士	午後一時より 三時まで	左弓間 学校
十月二	共立 大成 栄生	午前十一時まで	栄小学校

秋造林の時期になりました
皆様方は收護に御多忙のご
と存じますが、将来の圃
業相談
十月の巡回職

荒貯蓄に替へ又は各種の記念行事としては是非造林をして下さい。

一団地一反歩以上は造林補助金が交付されます。

造林御希望の方は早速森林組合へ苗木の申込みをして

北見公共職業安定所では毎月二、四木曜日は相場へ出張して巡回職業相談を実施して居りますので就職、求職、失業保険、その他について活用して下さい。

尚十月の出張日は次のと

造林や伐採その他森林に関する事は先づ森林組合で御相談下さい。

佐呂間町森林組合

りてす
十月八日(才二木曜日)
十月二十二日(才四木
両日共午前10時から
後三時まで

から早春にかけて野山に食物が乏しいときにこのんで幼木の皮を食べせつかく植えた造林木を枯らすようにするので、今年のように大発生すると若いカラマツの造林地だけでなく十年以上に達した造林地も害を受けるしカラマツだけでなくヤチタモ、スギ、トドマツなどもくい荒らし造林木を枯らすのであります。

造林地を野ネズミの害から守つてよい林をつくるには、林地に配置するなどいろいろな方法があるが、このうちこれから行うことのできる一番効果的なのは、殺ネ剤による方法です。殺ネ剤としてはフラドール、強力ラテミン、リンカなどがありまして、いずれも有効です。殺ネ剤は野ネズミが食へて来る所に置くことが大切で、バラまきでは絶対にさけず、倒木地、野ネズミのすみ家の多い沢沿い笹やぶ南斜面の中腹以下の所に、幼の野ネズミが造林地に入つてゐるので三回、五回と連続退治して下さい。

殺ネ剤はどれも毒薬が入つておりますから誤つて子供や家畜が食へないよう取扱ひや保管に注意して下さい。

駆除にあつては造林者の皆さんが協力し合い一斉に共同駆除を展開しなければ、効果は上りません。

野ネズミは一ヘンタール（約一町）に七〇匹以上すんでゐると造林地ではどの樹木でも食害し、被害を与えるので、本年は、早に撤害をする